山梨県薬局機能情報提供制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号。以下「法」という。）第８条の２の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報(以下「薬局機能情報」という。) について、薬局開設者が知事に報告する事項及び方法、知事による薬局機能情報の公表方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（情報の取扱）

第２条　薬局開設者は、薬局機能情報を知事に報告し、知事は原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

２　薬局開設者は、薬局機能情報について正確かつ適切な情報を報告するとともに、当該薬局において、薬剤師等は住民、患者等からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。

また、薬局開設者は、既に知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、知事に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、知事は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

（薬局機能情報の報告等）

第３条　薬局機能情報の報告は、次のとおりとする。

一　定期報告

薬局開設者は、毎年１２月３１日現在における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚生省令第１号。以下「規則」という。)別表第１に掲げる薬局機能情報を､翌年３月末日までに報告するものとする。

二　新規報告

新たに薬局を開設した者は、規則別表第１に掲げる薬局機能情報を、薬局開設後３０日以内に報告するものとする。

三　随時報告

薬局開設者は､薬局機能情報のうち､規則別表第１の項第１号に掲げる基本情報（薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、薬局の面積、店舗販売業の併設の有無、電話番号及びファクシミリ番号、 電子メールアドレス、 営業日、開店時間、開店時間以外で相談できる時間、健康サポート薬局である旨の表示の有無、地域連携薬局の認定の有無、専門医療機関連携薬局の認定の有無（有の場合は規則第 10 条の３第１項に規定する傷病の区分を含む｡)） 及び 第１の項第３号に掲げる薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更があった場合には、速やかに報告するものとする。

四　その他の報告

薬局開設者が報告を行った規則別表第１に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項について変更があった場合には、定期報告によるほか、可能な限り速やかに報告す

るものとする。

また、薬局開設者は、報告を行った薬局機能情報の誤りに気がついた場合、速やかにその訂正を報告するものとする。

（報告方法）

第４条　薬局開設者は、第３条による報告について、原則として、厚生労働省が整備する医療機関等情報支援システム（以下「Ｇ－ＭＩＳ」という。）を使用する方法によるものとする。また、Ｇ－ＭＩＳ上で報告した日をもって知事への報告日とする。

２　インターネット環境にない等の理由により、前項の方法による報告ができない場合には、薬局機能情報報告書（様式１）により、紙媒体にて、管轄する保健所長（(甲府市内に開設している場合は中北保健所長）以下「保健所長」という。）に報告するものとする。この場合において、保健所長に報告書を提出した日をもって知事への報告日とする。

３　前項の規定により紙媒体で報告している場合には、薬局開設者は可能な限り速やかに第１項の規定による報告に移行できるよう努めるものとする。

（紙媒体による報告の登録）

第５条　前条第２項の規定により報告を受けた保健所長は、Ｇ－ＭＩＳを使用して報告を受けた薬局機能情報を登録するものとする。

（報告内容の確認）

第６条　第４条の規定により報告のあった薬局機能情報について、保健所長が報告内容の確認を行うものとする。

（報告の是正命令等）

第７条　知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認める場合には、法第７２条の３に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずることができる。

２　知事は、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会、確認等を行ったにもかかわらず適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、前条の規定による是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止するものとする。

（公表方法等）

第８条　知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報について、厚生労働省が整備する全国統一的な検索・情報提供システム（医療情報ネット）により公表するものとする。

２　知事は、インターネットを利用できない環境にある住民、患者等に配慮し、保健所において、書面による閲覧又はＰＣのモニター画面での表示により公表するものとする。

３　知事は原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

（薬局の廃止の取扱い）

第９条　保健所長は、法第１０条に基づく廃止の届出を受理した場合には、速やかに当該薬局の情報を公表情報から削除するものとする。

（薬局における情報提供）

第１０条　薬局開設者は、薬局機能情報について知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて電磁的方法（電子メール、インターネット、ＰＣ等モニター画面での表示、ＣＤ－ＲＯM等の交付）による情報提供を行うことができる。

附　則

この要領は、令和６年１月５日から施行する。

（様式１）

年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　　　殿

住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

薬局機能情報報告書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第８条の２の規定に基づき、下記のとおり報告します。

薬局の名称		
薬局の所在地		
報告の種類	1　定期報告　2　新規報告　3　随時報告　4　その他の報告	
報告（変更）する項目及び内容	項目	内容
備考		

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
3　報告の種類において、４　その他の報告の場合は、その理由を記載すること。